

名古屋市緑区選挙管理委員会告示第7号

投票所内氏名掲示（小選挙区選出）の掲載順序決定のくじについて

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条の規定により、令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙の投票所内氏名掲示（小選挙区）の掲載順序決定のくじを行う場所、日時を次のとおり定める。

令和8年1月27日

名古屋市緑区選挙管理委員会
委員長 横田 明典

1 くじの場所

名古屋市緑区青山二丁目15番地
緑区役所 区長応接室

2 くじの日時

令和8年1月27日 午後5時30分

名古屋市緑区選挙管理委員会